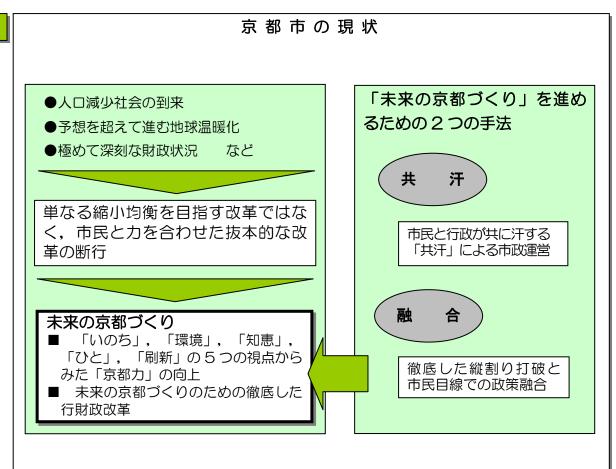
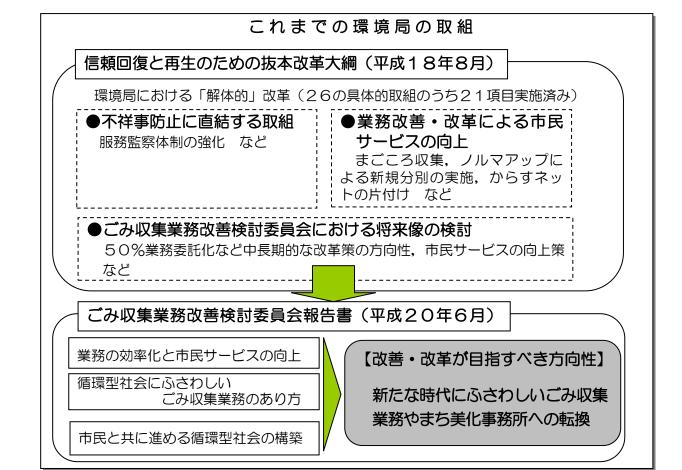
京都市ごみ収集業務改善実施計画の骨子

1 計画策定の背景





2 計画の位置付け

- ① 京都市の置かれている現状及びごみ収集業務改善検討委員会の報告書を踏まえた、ごみ収集運搬部門における業務改善・改革のための実施計画
- ② 廃棄物処理を中心とした業務にとどまらず、市民との「共汗(きょうかん)」により、「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、今後おおむね5年間に取り組む施策を掲げる。
- ③ 環境局における徹底した行財政効率化の方針を示す。

3 4つの基本方針

★方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入 徹底した効率化 【基本的な考え方】

- ・徹底した効率化のため、計画的に民間委託化を推進する。
- ・契約における透明性、公平性を確保するとともに、更なるコストを削減するため、従来の随意契約に代わる新たな契約手法を構築する。
- ★方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開 共汗(きょうかん)

【基本的な考え方】

- ごみ収集運搬業務の効率化のため、収集区域の再編を行う。
- ・市民との「共汗」による総合的な環境行政を展開するため、各行政区に、地域における環境行政の最前線の拠点となる機能を整備し、その活動を通じて、地域コミュニティの活性化にもつなげる。
- ★方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底 市民感覚

【基本的な考え方】

- 市民や学識経験者の参画の下、市民サービスの視点で業務を点検する業務評価制度を導入し、その評価に基づき、継続的に業務の改善を行う仕組みを構築する。
- ★方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化 人材育成と意識改革 【基本的な考え方】
 - 先進的な施策に積極果敢に取り組める組織風土への改革や、市民との「共汗」による総合的な環境行政を推進することができる人材育成と意識改革の取組を徹底する。

京都市ごみ収集業務改善実施計画

★方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入

徹底した効率化

【基本的な考え方】

- ・ 徹底した効率化のため、計画 的に民間委託化を推進する。
- ・ 契約における透明性,公平性 を確保するとともに,更なるコストを削減するため,従来の随 意契約に代わる新たな契約手法 を構築する。

【具体的な取組】

- 1 民間委託等による徹底した効率化
- (1) 民間委託の推進(平成21年度以降順次)
 - 直営・庸車体制を縮小し、平成27年度当初に、委託化率50%達成(平成21年度:7台委託)
- (2) 乗車人員の効率化(3名から2名乗車への見直し) (平成22~24年度)
 - ・ 道路交通事情に配慮し、大規模集合住宅のコンテナ収集 や周辺地で実施(平成21年度:コンテナ収集で2台)

2 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入

- (1) 価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法の構築(平成21年度新規契約分から)
 - 競争性を発揮させるための価格競争の実施
 - 事前資格審査や応募者へのヒアリングの併用,最低制限 価格の設定,粗雑履行時の契約解除措置
- (2) 外部意見聴取の実施(平成20年度)
 - 資格基準や仕様書等に関する外部からの意見聴取の実施
- (3) 複数年契約の実施(平成21年度新規契約分から)
 - ・ 業務の習熟度向上による安定した業務履行の確保及び車 両等の設備投資に係るリスクの軽減による新規参入の促進 のための複数年契約(期間5年)の実施
- (4) 車両を受託者に貸与する委託方式の実施(平成21年度)
 - ・ 新規参入の促進により、競争性を高めるとともに、設備 投資に係るコスト削減を図るための本市所有車両を受託者 に貸与する委託方式(期間3年)の試行実施

3 現行の委託業務に対する経過措置の実施

経過措置の実施(平成21~25年度)

• 契約手法,委託料の激変緩和のための経過措置

契約手法 : 現行の受託者と継続して契約

(5年間の経過措置期間)

委 託 料 : 新たな契約方式による価格と同額まで逓減

(5年以内の激変緩和措置)

• 経過措置期間終了後(平成26年度)は、新契約方式へ移行

★方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開

共汗(きょうかん)

【基本的な考え方】

- ・ ごみ収集運搬業務の効率化の ため、収集区域の再編を行う。
- ・ 市民との「共汗」による総合 的な環境行政を展開するため、 各行政区に、地域における環境 行政の最前線の拠点となる機能 を整備し、その活動を通じて、 地域コミュニティの活性化にも つなげる。

【具体的な取組】

- 1 収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備
- (1) 収集区域の再編(平成22~24年度)
 - 11区域から7区域へ順次再編
- (2) 地域における環境行政の拠点となる機能の整備 (平成21~24年度)
 - ・ 地域の総合的な環境行政の拠点となる機能を各行政区に整備 (ごみ減量活動,美化活動の支援,環境教育の推進 など)
 - 市民との共汗の輪を広げることによる地域コミュニティの活性化
- (3) 地域担当制を生かした業務・服務の執行体制の確立 (平成20~24年度)
 - 職員の責任の明確化と地域に密着したよりきめ細やかなサービスの提供
- 2 地域におけるごみ減量目標の設定

地域ごとのごみの減量目標の設定(平成22年度)

• 循環型社会の構築に向けて、地域ごとのごみ減量やリサイクルの目標の設定

★方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底

市民感覚

【基本的な考え方】

市民や学識経験者の参画の下、市民サービスの視点で業務を点検する業務評価制度を導入し、その評価に基づき、継続的に業務の改善を行う仕組みを構築する。

【具体的な取組】

ごみ収集業務に関するPDCAサイクルの構築

- ごみ収集業務評価委員会(仮称)の設立(平成20年度)
- 市民や学識経験者の参画の下,業務の履行状況を点検・評価し,業務改善に反映する業務評価制度の導入
- 受託事業者の業務履行に対する改善指導及び勧告。粗雑履行の場合は、契約期間中であっても契約解除

★方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化

人材育成と意識改革

【基本的な考え方】

・ 先進的な施策に積極果敢に取り組める組織風土への改革や、 市民との「共汗」による総合的 な環境行政を推進することがで きる人材育成と意識改革の取組 を徹底する。

【具体的な取組】

<u>環境行政を総合的に推進できる人材の育成</u>

- (1) 「環境職」の配置など政策立案能力の向上(平成21年度)
- 新たに採用を開始した環境分野の専門職である「環境職」 を地域の環境行政の拠点機能等に配置
- 職員に対して環境に関する検定試験の受験を奨励
- (2) 市民との共汗を実践できる人材の育成(平成21年度)
 - 新たに整備する地域の環境行政の拠点機能を担う人材の育成
 - 資質の向上と市民感覚の醸成を目指した研修等の充実